

## 運輸安全マネジメントセミナーについて

当セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっておりますが、運輸安全マネジメントの取組みの参考にしたいとお考えの方は、是非、積極的にご参加ください。また、受講することにより以下のメリットがあります。

### ①【監査インセンティブ】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期末監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成26年1月24日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注1. 監査を「免除する」というものではありません。

注2. 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注3. 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

### ②【貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請に活用可能】

【貸切バス事業者安全性評価認定制度（☆☆☆☆☆）の申請に活用可能】

#### ○貨物自動車運送事業安全性評価

1—(2)外部の研修期間・研修会への運転者等の派遣



自 評 場 目				配点
グループ1 運転者等の指導・教育 ((1)～(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点)				
(1) 自社内独自の運転者研修等の実施 (50%未満は1点)				3(1)
(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣 (選任運転者等以外は1点)				3(1)
(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施				3
(4) 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施				3

#### ○貸切バス事業者安全性評価認定制度

「運輸安全マネジメント」中、「輸送の安全に関する研修等を実施しているか」



中小規 模	準大規 模	大規 模	配点		評価基 準
			1	1	
			10		運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し、記録しているか。
			11		経営者は、安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。 (1) 国土交通省の認定セミナーを受講した場合は2点 (2) 国土交通省の認定セミナー以外の受講は1点

注1. 上記、Gマークの判断基準はR7年度の申請案内からの抜粋です。

注2. 上記、安全性評価認定制度の配点はR6年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の変更についてからの抜粋です。

注3. 当機構として加点を保証するものではありません。各申請に関するご質問に対しては当機構ではお答えできませんので、申請先の各団体にお問い合わせください。

当セミナーに関するお問い合わせ先：自動車事故対策機構仙台主管支所 (NASVA)

TEL：022-204-9902